

野焼きは法律で 禁止されています!

廃棄物(ごみ)を屋外で燃やす行為(野焼き)は、平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの(次ページ参照)

野焼きの具体例



地面でそのまま

ブロック積み

ドラム缶

一斗缶類

ドラム缶に煙突が付いた程度

※ 二重扉や助燃バーナーを備え、800℃以上を保つことができるなど一定の基準を満たしたもののみ使用可能

罰則

野焼きをした人には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金(法人は3億円以下)のいずれか、または両方が科せられます。

「昔から燃やしている」「自分一人くらいならいいだろう」と簡単に考えて罰則を受けるケースもありますのでご注意ください。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 15 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
- 2 前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂は、罰する。

野外焼却(野焼き) Q&Aとその根拠

Q 家庭から出るごみや廃材、剪定した樹木・刈り草を簡易焼却炉などで焼却できますか？

A 家庭から出るごみや剪定枝などについては市町村等に引き渡して処理を行うことが一般的であり、これらの野焼きについては日常生活を営む上でやむを得ず行われるものには当たらないことから、原則禁止されています。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、**廃棄物を焼却してはならない。**

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

Q どういった場合に野焼きは認められますか？

A 野焼きの禁止とならないもの(※)として、下記【例】に示すものが定められていますが、状況によっては改善命令などの行政処分や指導の対象となる場合がありますので、行政として野焼きを奨励するものではありません。

【例】

- 1 左義長等の風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- 2 焼畑や畦草、魚網に付着した海産物など農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない焼却
- 3 落ち葉等のたき火、キャンプファイヤー等その他日常生活を営む上で通常行われるもので、軽微な焼却

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
【例】河川管理者による施設管理や応急対応で伐採した草木等の焼却など
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
【例】災害時における木くず等の焼却など
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
【例】正月の門松、しめ縄等を焚く行事、どんと焼きなど
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
【例】農業者が行う稲わらや刈り草、剪定くず等の焼却など
- 5 焚火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であっても軽微なもの
【例】焚火、キャンプファイヤーを行う際の木くず等の焼却

※上記の焼却行為であっても、ビニール類やプラスチック類、ゴム等の焼却は一切できない。

Q 消防署へ届出を行えば、野焼きはできますか？

A 野焼きが認められるのは、上記のとおり政令で定められており、火災予防の観点から消防署への届出が必要となります。ただし、届け出たからといって、野焼きそのものを許可するものではありません。

○新川地域消防組合火災予防条例

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第82条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

※通報があった際、火災と間違わないように実施状況を把握するためのもので、行為そのものを許可するものではない。